

【答申の概要】 諮問第 162 号

「特定の財団法人の寄附行為変更認可申請書の部分開示決定に対する異議申立て」

件名	特定の財団法人の寄附行為変更認可申請書の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	「財団法人〇〇（以下「本件財団法人」という。）の寄附行為変更認可申請書（平成 20 年 10 月 16 日付け）及びその添付書類」（以下「本件公文書」という。）
非開示理由	条例第 7 条第 3 号（事業活動情報）
実施機関	静岡県知事（自治財政室）
諮問期日	平成 21 年 2 月 6 日
主な論点	「寄附行為変更後 2 年度分の事業計画書及び収支予算書」（以下「本件情報」という。）は、条例第 7 条第 3 号アの法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するか。
審査会の結論 実施機関は、本件情報を開示すべきである。	
審査会の判断 1 本件公文書の内容 本件公文書は、本件財団法人が実施機関に提出した寄附行為変更認可申請書及びその添付書類であり、そのうち、異議申立ての対象となっているのは、本件情報である。当審査会で本件情報を見分したところ、事業計画書には、事業の概要、用地の取得・造成・分譲・管理等に関する地区名・面積・金額等の情報が記載され、収支予算書には、科目名、予算額、前年度予算額、増減額等の情報が記載されていると認められる。なお、本件情報は、本件財団法人が寄附行為変更認可申請時点において、暫定的に作成したものであると認められる。 2 判断の前提 (1) 本件財団法人について 本件財団法人は、寄附行為第 3 条において、〇〇市（以下「市」という。）の積極的な開発を推進するため必要とする各種用地を計画的に取得し、その造成、管理及び処分を行うことなどにより、市勢の進展と市民の福祉の増進に寄与することを目的とした公益法人であり、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定。以下「指導監督基準」という。）により、自らの業務及び財務等に関する情報を自主的に開示する必要がある法人であると認められる。さらに、本件財団法人における市の出資比率は 5% であり、理事 9 名のうち 2 名は市職員であることや本件財団法人の目的から、本件財団法人は市との関係が深い法人であると認められる。 (2) 判断の時点について 当審査会は、通常、実施機関における処分時の判断の妥当性を判断することとしているが、本件については、本件処分後に、本件財団法人が開示決定等に係る意見書を実施機関に提出していること、また、本件財団法人の平成 21 年度に係る正規の事業計画書等が一般の閲覧に供されたこと、さらに、本件財団法人が宅地建物取引業（以下「宅建業」という。）を廃業したことなど事情に大幅な変化が生じていることから、本件については、これらの諸事情を含めて判断することが適当であると認められる。したがって、当審査会は、本件処分後に生じた諸事情も考慮した上で、現時点における本件情報の非開示情報該当性について、以下判断することとする。 3 条例第 7 条第 3 号該当性について 実施機関は、本件情報が条例第 7 条第 3 号で規定する非開示情報に該当する旨主張しているため、以下検討する。なお、本件情報について、既に正規の事業計画書等が一般の閲覧に供されている平成 21 年度に係る情報と、いまだ、正規の事業計画書等が一般の閲覧に供されていない平成 22 年度に係る情報とに分けた上で、とりわけ、宅建業に係る販売、営業等に関する情報であると認められる用地の取得、造成及び分譲に係る情報（以下「用地取得等の情報」という。）とそれ以外の情報とに分けて、以下検討する。 (1) 平成 21 年度に係る情報 ア 用地取得等の情報 用地取得等の情報については、本件財団法人の宅建業に係る営業等に関する情報であると認め	

られるが、現時点においては、既に平成 21 年度に係る正規の事業計画書等が、指導監督基準により、一般の閲覧に供されている上、本件財団法人は、宅建業を廃業していることから、用地取得等の情報を公にしても、競争上の地位等を害するおそれが生じるとは認められない。また、本件財団法人が開示に反対している土地（以下「本件土地」という。）の取得面積及び取得金額についても、既に本件財団法人は、平成 21 年度補正予算において、本件土地の取得を取りやめ、さらに、宅建業を廃業していることから、現時点で当該情報を公にしても、公売等に関して競争上の不利が生じるおそれがあるとは認められない。

したがって、用地取得等の情報は、現時点で公にすることにより、本件財団法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

イ 用地取得等の情報以外の情報

当該情報は、おおむね本件財団法人の運営、管理等に関する継続的な情報や定型的な情報であるとともに、指導監督基準により、一般の閲覧に供されている平成 21 年度までの事業計画書等の情報とおおむね類似するものであると認められる。また、当該情報は、本件財団法人の内部管理に属する情報としての側面も認められるが、当該情報の上記のような内容、既に平成 21 年度に係る正規の事業計画書等が指導監督基準により、一般の閲覧に供されていること、本件財団法人が市との関係が深い公益法人であること、及び本件財団法人は当該情報の開示について反対していないことを勘案すると、当該情報を現時点で公にしても、本件財団法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものとは認められない。

(2) 平成 22 年度に係る情報

ア 用地取得等の情報

用地取得等の情報については、本件財団法人の宅建業に係る将来の営業等に関する情報であると認められるが、上記(1)アと同様の理由により、用地取得等の情報は、現時点で公にすることにより、本件財団法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものとは認められない。

イ 用地取得等の情報以外の情報

当該情報は、おおむね本件財団法人の運営、管理等に関する継続的な情報や定型的な情報であるとともに、指導監督基準により、一般の閲覧に供されている平成 21 年度までの事業計画書等の情報とおおむね類似するものであると認められる。また、当該情報は、将来の事業計画等に関する情報であり、本件財団法人の内部管理に属する情報としての側面も認められるが、上記(1)イと同様の理由により、当該情報を現時点で公にしても、本件財団法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものとは認められない。

以上のことから、本件情報は、条例第 7 条第 3 号アに該当しない。また、本件情報は、寄附行為変更申請時に実施機関に対して提出しなければならないものであることから、同号イに該当しないことは明らかである。

したがって、本件情報は、条例第 7 条第 3 号に該当せず、開示すべきである。

4 付言

当審査会は、実施機関に対して、以下のとおり付言する。

異議申立てに係る非開示情報について、原処分後に判明した事柄や事情の変化等により、条例で規定する非開示情報に該当する事由が消滅したと認められる場合にあっては、実施機関は、条例の目的にかんがみ、非開示情報に該当しなくなったと認められる情報について、可能な限り、その非開示事由が消滅したと認められる時点において、原処分の変更等を行い、当該情報の開示の実施に努めることを当審査会は望むものである。